

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた 全国的見地からの施策の展開について

〔平成 24 年 6 月 1 日
政策推進作業部会〕

1. はじめに

平成 21 年 7 月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告においては、「アイヌの人々が、居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるようにするための支援が必要であり、北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国的見地から必要な支援策を検討し実施していくことが求められる。」とされたところである。

これを受け、北海道を除く全国規模でアイヌの人々の生活実態を把握するための調査として、「北海道外アイヌの生活実態調査」が初めて実施された。平成 23 年 6 月の「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告（以下「道外アイヌ調査部会報告」という。）においては、同調査結果を踏まえ、全国的見地からの生活・教育面での支援策として、特に、

- (1) 高等教育機関への進学支援等
- (2) 生活等の相談に対応する等の措置
- (3) 安定した就労への支援
- (4) 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

等について、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれるとされた。

当作業部会においては、このような指摘を踏まえ、関係省庁から、道外アイヌ調査部会報告を踏まえた生活・教育面での支援策の検討状況や、関連する一般施策の現状等について聴取するとともに、必要な支援策の在り方について、意見交換、論点の整理等を行ってきたところであり、今般、これまでの議論を基に、現時点における当作業部会の見解を整理することとしたものである。

2. 全国的見地からの施策について

- (1) 高等教育機関への進学支援等
 - ① アイヌ民族の教育水準の向上を図るための支援

高等教育機関への進学支援については、教育の実質的な機会均等を図るという観点から、一般的な制度として、(独)日本学生支援機構による奨学金事業が実施されている。

北海道においては、アイヌの人々を対象とした特別対策として、経済的理由のために修学が困難なアイヌの子弟を対象とした「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」が実施されているが、北海道に居住するアイヌの子弟を対象としているため、北海道外に居住するアイヌの子弟には適用されていない。

アイヌ民族全体の教育水準の向上を図るため、北海道内のアイヌの子弟だけではなく、北海道外に居住するアイヌの子弟に対しても支援が可能となるよう、特別制度として、奨学金事業の充実・改善に向けた方策を検討することが望まれる。

具体的には、例えば、「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」において、北海道外に居住するアイヌの子弟が北海道内の大学に進学するような場合も支援の対象に含めることなども考えられるが、これを含め、どのような方策が有効であるかについて検討することが必要である。

ただし、検討に当たっては、「北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付制度」との関係の整理を図ることが必要であると考えられる。また、奨学金事業については、対象となるアイヌの子弟を個々に認定することが必要となるため、対象者を認定するための基準や手続等について、慎重に検討することが必要である。

また、道外アイヌ調査部会報告においては、奨学金等の制度について、「制度の内容について分かりやすく周知を図って欲しい」という意見が最も多かったことから、(独)日本学生支援機構等が実施する奨学金制度や授業料免除制度等について、ホームページや各大学等を通じた周知に加え、アイヌの人々が広く集う場所等におけるガイドブック等の配布、各種機会を活用した説明会の実施等を通じた制度の周知を図ることが必要である。

② 大学等におけるアイヌ文化等に関する教育・研究活動に対する支援

アイヌの子弟を直接の対象とする奨学金事業とともに、大学等におけるアイヌ文化等への教育・研究活動に対する支援も、アイヌ文化等への理解の促進に加えて、アイヌの子弟の進学意欲の向上やアイヌ文化の担い手の育成に

資するといった観点から、大きな役割が期待される。

現在、一部の大学においては、大学独自の主体的取組として、アイヌ文化等に関する教育・研究活動が組織的に実施されているほか、アイヌ文化等を学ぶ学生に対する奨学金の支給等が行われているところである。

アイヌ文化等に関する教育・研究を上記の観点に即して推進するため、大学等における学問分野の多様性に十分留意しつつ、国においても、大学等に対する既存の支援の一層の活用・充実など、教育・研究環境の整備に努める必要がある。

例えば、大学等がアイヌ文化等に関する教育・研究プログラムを実施する場合において、必要に応じ、基盤的経費への補助等による大学への支援策や競争的資金による研究者への支援等が、各大学の判断により有効に活用されるような充実と工夫等を行うとともに、それらの支援策について各大学等に周知することが考えられる。

③ 中途退学への対応

道外アイヌ調査部会報告においては、北海道外のアイヌの人々は、『『経済的な理由』によって（高等学校を）中途退学する例が全国と比較して格段に多い』と指摘されている。

高等教育機関への進学機会を確保するためには、高等学校での中途退学を予防する必要がある、そのための方策として、奨学金制度の周知や相談体制の充実等の措置を講ずることが必要である。

(2) 生活等の相談に対応する等の措置

道外アイヌ調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が

比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきである。

そのほか、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護委員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

さらに、アイヌの人々が広く集う場所等において、生活相談に関する各種パンフレットを配付するなど、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要である。

(3) 安定した就労への支援

① アイヌの就労を支援する職業訓練の充実

道外アイヌ調査部会報告においては、北海道外のアイヌの人々については、就業形態として、全国と比べ、正規の職員・従業員の比率が低く、派遣社員やパート・アルバイト等の比率が高いという指摘がある。

職業訓練については、雇用保険受給者等を対象とする公共職業訓練に加え、平成23年10月には雇用保険を受給できない者を対象とする求職者支援制度による職業訓練が導入されるなど、就職に必要な知識・技能を習得するための多様な職業訓練機会の拡充が図られてきている。

北海道外におけるアイヌの人々の就労を支援するためには、各種職業訓練の制度を有効に活用するとともに、アイヌの人々の求職ニーズ等を踏まえ、例えば、パソコン習得の支援等の取組や、技能を確実に習得することのできる訓練内容及び期間を考慮した職業訓練の実施について検討することが求められる。

② アイヌに対する職業相談の充実

北海道内においてアイヌの人々が多く居住する地域を管轄するハローワークにおいては、アイヌの人々を対象とする職業相談員が配置されている。

北海道外においても、アイヌの人々を対象とする職業相談員の配置が考えられるものの、北海道と異なり、アイヌの人々が広域的に分散して生活しているという事情があることから、効率性や利便性の面に難点があると考えられる。

このため、北海道外においては、ハローワークに配置されている職業相談員を活用してきめ細かな職業相談を行うとともに、職業相談員に対する研修の実施、研修内容の更なる充実を図ることが効果的である。

そのほか、就職差別のない公正な採用選考を推進するため、ハローワークの窓口や事業主に対する研修会で使用する各種啓発資料等において、アイヌの人々に関する記述の充実を図ることが必要である。

また、アイヌの人々が集まる場所への就労支援に関するパンフレットの備え置き等、現行の各種雇用施策の一層の周知を図ることが必要である。

(4) 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

① アイヌ文化等に関する情報発信等の強化

アイヌ文化振興等施策については、アイヌ文化振興法に基づく指定法人である(財)アイヌ文化振興・研究推進機構(以下「アイヌ文化振興財団」という。)が、アイヌ語やアイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発等の様々な事業を展開しており、北海道外においては、首都圏に居住するアイヌの人々の文化活動を支援するとともに、アイヌ文化等に関する普及啓発、情報発信のための拠点として、アイヌ文化交流センター(東京都中央区)を設置・運営している。

道外アイヌ調査部会報告においては、「北海道外においては、実際にアイヌ文化等の活動に参加又は実践できている人は少ないものの、文化伝承への意識は高い」、「アイヌの人々が居住地に左右されず、文化振興や伝承等を担えるようにすることが求められている」と指摘されている。また、「どこでどのようなアイヌ文化の伝承等の活動が行われているのかを周知してほしい」との意見が多く挙げられている。こうした意見も踏まえ、北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援の充実という観点から、アイヌ文化等に関する情報発信や北海道外におけるイベントの開催等の取組を一層強化することが必要である。

具体的には、アイヌ文化振興財団における普及啓発の取組として、メール

マガジンの発行やホームページの内容の充実、使いやすさの向上等の改善に取り組むなど、情報発信機能の一層の充実が図られることが期待される。

また、アイヌ文化交流センターにおいて、例えば、展示、書籍、映像資料等の充実や希望者への貸出、アイヌ文化等に初めて触れる人を対象としたイベントの開催等の取組を実施することが考えられる。さらに、学校等の教育機関と連携し、児童・生徒を対象としたワークショップを開催すること等により、アイヌの伝統等に関する基礎知識を学習する場としての利用を促進することも考えられる。

そのほか、国においても、ホームページの改善など、情報発信等の取組を進めるべきである。

② アイヌ文化伝承活動への支援

道外アイヌ調査部会報告においては、北海道外のアイヌの人々から、「アイヌ文化を学ぶ機会や場を作ってほしい」という意見も多く挙げられている。現在、アイヌ文化交流センターにおいて、アイヌ語上級講座、木彫、古式舞踊等の伝統文化指導者育成、口承文芸伝承者育成等の各種講座が開催されている。

北海道外におけるアイヌ文化の一層の振興を図るため、利用者の要望を的確に把握した上で、アイヌ文化等に関する講座を拡充する等、アイヌ文化を学ぶ機会の充実を図ることが必要である。

また、アイヌ語をはじめ各種講座への参加を通じ学習した成果を披露又は発表する機会の充実を図る等により、アイヌ文化の伝承活動を促進することが必要である。

なお、活動を促進するに当たっては、アイヌ文化交流センターだけでなく、ニーズに応じて他の会場を活用することについても検討すべきである。

③ その他

アイヌ語は、ユネスコから消滅の危機にある言語の一つとして指摘されたことを受け、現在、関係省庁において、アイヌ語に関する調査研究が実施されているところである。

今後は、関係機関におけるアイヌ語の調査研究を一層充実・強化させるとともに、アイヌ語の研究を行っている大学等と連携を図りながら、その

成果の普及啓発を行うこと、またアイヌ語の教育・研究環境の整備に努めることなどによって、アイヌ語の伝承活動を支援することが必要である。

(5) 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保

北海道内においては、アイヌの人々の生活相談、人権に関する理解を深めるための啓発・広報活動のほか、アイヌの人々の交流を促進するための場として、アイヌの人々の集落又はその周辺の市町村において「生活館」が設置されている。一方、アイヌの人々が広域に分散して生活している北海道外においては、こうした地域コミュニティを基盤とする「生活館」は設置されていない。

また、アイヌ文化振興財団が設置・運営するアイヌ文化交流センターは、アイヌ文化の普及啓発等のほか、首都圏に在住する人々の文化伝承活動等に活用されているが、オフィスビル内にあるため、火気の使用が禁止されており、火を用いたアイヌの伝統的な調理や儀式ができない等の利用上の制約があることが指摘されている。

こうしたことから、首都圏に在住するアイヌの人々からは、「生活館」機能の一つであるアイヌの人々の交流の場に加え、アイヌの歴史や文化を紹介する機能を併せ有する施設の設置についての要望がある。

アイヌの人々の交流や文化伝承活動を支えるためには、北海道外においても、必要に応じこのような機能等を有する施設が確保されることが望ましい。

このため、アイヌの人々のニーズ（具体的な施設の用途、利用形態・頻度、立地条件等）をより詳細に把握するとともに、アイヌ文化交流センターとの関係を整理した上で、既存施設の有効活用の可能性や、地域コミュニティを基盤とする現行の「生活館」制度と別の制度の創設の可能性などについて、幅広く検討することが必要である。

3. その他の留意事項

(1) 政策の対象者の認定について

受給対象者の確定を要する奨学金事業など、アイヌの人々を個々に認定する手続等が必要となる政策については、具体的な事業の在り方の検討と並行して、政策の対象者の認定について透明性及び客観性のある手法等を慎重に

検討することが必要である。

認定に必要な手続等については、「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会において行われた予備的検討では、特に、政策の対象者であることの確認等に関与する機関又は団体をどのように考えるのか、また、政策の対象者の確認に当たり、何を基準にして、どのような資料を用いて行うか、ということが論点として整理されている。今後、これらの点について、更に検討を深める必要がある。

(2) 幼児期からの教育の重要性について

アイヌ民族の教育水準の向上、また、アイヌ文化に親しむことができる環境の整備の観点から、高等教育のみならず、人間形成の基礎が培われる幼児期からの教育の重要性を指摘する意見があった。今後の検討に当たっては、この点にも留意することが望まれる。

4. おわりに

当作業部会においては、これまで、道外アイヌ調査部会報告を踏まえ、特に、北海道外に居住するアイヌの人々に対する生活・教育面での支援策についての検討を中心に行ってきたが、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告においては、そのほかにも幅広い政策が提言されている。今後のアイヌ政策の推進に向けて、継続的な検討が進められ、可能なものから速やかに実施されることを強く期待したい。